

聖籠町告示第39号

聖籠町遊休農地対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町遊休農地対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町遊休農地対策事業補助金交付要綱（平成23年聖籠町告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「者は、」の次に「町税等の滞納がない者（地区協議会にあっては、構成員）であって、」を加え、「者」を「もの」に改める。

第5条第1号中カをクとし、オの次に次のように加える。

カ 登記簿

キ 町税等の滞納がないことを確認できるもの

第5条第2号イ中「又は」を「及び」に改め、「場合」の次に「に限る。」を加え、同号ウ中「場合」の次に「に限る。」を加え、同号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 町税等の滞納がないことを確認できるもの

第6条中「その内容を審査し」を「聖籠町遊休農地対策協議会幹事会の審査に付し」に、「認めるとき」を「認められたとき」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

<p>(1) 危険防止活動</p>	<p>地区協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者の協力又は同意が得られていること。</li> <li>・地区協議会で適正な整備の継続(5年以上)した維持管理が見込まれること。</li> <li>・農業委員会又は農用地利用集積円滑化団体へ当該土地のあっせん申出を行うこと。</li> </ul>	<p>火災などの危険や周辺に迷惑を及ぼす遊休農地を解消する活動に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物撤去、整地等に対する支援</li> </ul> <p>※土地改良に要する経費は除く</p>	<p>補助対象経費の3分の2とする。(1回限り)</p>
<p>(2) 景観作物等作付け活動</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該農地において債務の担保となっていないこと。</li> </ul>	<p>景観作物の作付け活動等、保全管理に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕うん、播種、除草等に対する支援</li> </ul>	<p>補助対象経費の3分の2とする。(年1回分、2回を限度とする。)</p> <p>※1回分限度額20,000円/10a以内</p>
<p>(3) 再生利用活動</p>	<p>遊休農地を取得、賃借する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能な農地で長期継続(5年以上)した耕作が見込まれること。</li> <li>・当該農地において債務の担保となっていないこと。</li> </ul>	<p>取得又は賃貸借等により遊休農地を再生利用する活動に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物撤去、整地等に対する支援</li> </ul> <p>※土地改良に要する経費は除く</p>	<p>補助対象経費の3分の2とする。(1回限り)</p>

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

聖籠町長

様

団体名

所在地

代表者氏名

印

年度聖籠町遊休農地対策事業補助金交付申請書

年度において、聖籠町遊休農地対策事業補助金の交付を受けたいので、聖籠町遊休農地対策事業補助金交付要綱(平成 23 年聖籠町告示第 4 号)第 5 条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

「危険防止活動」又は「景観作物等作付け活動」の場合

- (1) 5 年間の事業計画書(年度別事業計画書)(様式第 1 号一1)
- (2) 収支予算書
- (3) 地区協議会規約及び構成員名簿
- (4) 位置図
- (5) 現況写真
- (6) 登記簿
- (7) 町税等の滞納がないことを確認できるもの
- (8) 前各号にかかげるもののほか、町長が必要と認める書類

「再生利用活動の場合」

- (1) 収支予算書
- (2) 登記簿及び売買契約書の写し(取得の場合)
- (3) 貸借等契約書又は利用権設定申請書の写し(貸借等の場合)
- (4) 位置図
- (5) 現況写真
- (6) 町税等の滞納がないことを確認できるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の聖籠町遊休農地対策事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付決定を受けている者については、なお従前の例による。